

市町村合併に

ついて考えよう

Q.1 市町村合併はどのような手続きで行われるのですか。
市町村合併の手続きは、概ね次のようになっていきます。

1 合併協議会の設置

合併をしようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定により、当該市町村のすべての議会の議決を経て、合併協議会を置き、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議を行う。

2 関係市町村による申請

合併をしようとする市町村は、当該市町村のすべての議会の議決を経て、県知事に申請を行う。

3 県知事による決定

県知事は、関係市町村による申請に基づき、県議会の議決を経て、市町村の合併を決定する。

4 総務大臣への届出及び告示

県知事は、市町村の合併を決定したときは、直ちにその旨を総務大臣に届け出る。
この届出を受理したときは、総務大臣は直ちにその旨を告示し、市町村の合併の処分は、この告示により効力を生ずる。

Q.2 合併協議会とはどのようなものなのでしょうか。また、合併協議会で協議を始めてから、合併するまでにはどのくらいの期間を要しますか。

A.2 合併特例法第3条第1項の規定により、合併しようとする市町村は、地方自治法第252条の2第1項の規定に基づく合併協議会を置くものとされており、これが、一般に、法定合併協議会と言われているものです。

法定合併協議会は、合併の是非も含めて、合併に関するあらゆる事項を協議、検討する

る場であり、法定合併協議会を設置したことで、合併が決定しているというものではありません。
なお、法定合併協議会において作成される市町村建設計画に基づく事業についての

合併特例法に定める財政措置が受けられることなどを考慮すると、法定合併協議会を設けることが必要であり、これまでの合併の事例は、すべて法定合併協議会が設けられています。
法定合併協議会設置（設置準備を含む。）から合併実現までの期間の目安は、22か月「協議会立上げ準備2か月、市町村建設計画案策定6か月、協定項目協議等8か月、合併準備作業6か月」とされているところだ。

法定合併協議会と任意合併協議会

	法定合併協議会	任意合併協議会
設置の根拠	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第252条の2 I 合併特例法第3条 I 「市町村合併をしようとする市町村は、合併協議会を置くものとする」 	<ul style="list-style-type: none"> 法定根拠なし
設置の手続	<ul style="list-style-type: none"> 地方自治法第252条の2 I、III 議会の議決を経て、関係市町村の協議により規約を定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 関係市町村が要綱等により任意に定める。
組織	<ul style="list-style-type: none"> 合併の是非を含めて、合併に関するあらゆる事項を協議、検討するために、法律に基づき設置される組織 	<ul style="list-style-type: none"> 関係市町村の合意の基に、合併に関して、任意に協議、検討する組織
役割	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例法第3条 I ①合併市町村の建設に関する基本的な計画（市町村建設計画）の作成 ②市町村の合併に関する協議（合併協定項目の協議調整） 	<ul style="list-style-type: none"> 要綱の定めにより、合併に関する必要な事項を、協議、検討する。
構成	<ul style="list-style-type: none"> 合併特例法第3条 III、IV ①関係市町村の議会議員 ②関係市町村の長その他の職員 ③学識経験者 (例) 経済団体や住民団体の代表、県職員等 	<ul style="list-style-type: none"> 要綱の定めにより、左の①と②など、法定協に準じた構成となる。
財政措置	<ul style="list-style-type: none"> 協定項目調整案、市町村建設計画案策定補助（単県補助） 構成市町村数×2,500千円（H14～16年度間通算） 合併準備補助金（国庫補助） 1構成団体当たり500万円 特別交付税措置（設置年度後4か年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 特別交付税措置（設置年度後4か年度）